

法務省刑総第1022号

令和2年10月21日

検事総長殿

検事長殿

検事正殿

法務省刑事局長 川原 隆司

(公印省略)

平成11年2月9日付け法務省刑総第163号通達「被害者等通知制度実施要領について」の一部改正について（依命通達）

標記通達の一部を下記のとおり改正し、本日から実施します。

記

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第3 通知の内容 〔(1)～(6) 略〕 <u>(7) 死刑を執行した事実</u>	第3 通知の内容 〔(1)～(6) 同左〕 [加える]
第4 被害者等又は弁護士であるその代理人に対する通知の実施	第4 被害者等又は弁護士であるその代理人に対する通知の実施

[1～5 略]

6 第3, (7)の事項の通知について
は、令和2年10月21日付け法
務省刑総第1023号刑事局長依
命通達「被害者等に対する死刑執
行に関する通知について」による。

7 [略]

[1～5 同左]

[加える]

6 [同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。